

保護者様



平成 30 年 6 月 6 日

大阪市立三津屋小学校  
校長 豊岡真実

## 非常災害時の措置について（要保管）

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は本校教育活動の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、大阪市の学校園における災害時の措置については、下記の通りですので、お知らせいたします。なお、この措置については、1年間を通して行いますので、この文書を大切に保管していただきますようお願いいたします。

### 記

1.

- (1) 午前 7 時の時点で、「**大阪市**」に「**暴風警報**」もしくは、「**特別警報**」が発令されている場合は臨時休業とします。なお、「大雨警報」だけでは臨時休業にはなりません。
- (2) 地震等により、午前 7 時現在、JR 大阪環状線、及び大阪メトロ（ニュートラムを含む）の**双方が全面運休**している場合は、臨時休業とします。

2. 午前 7 時以降に警報が解除されても、また、JR 大阪環状線・大阪メトロが運転を再開しても、その日の途中からの授業はありません。

（臨時休業の場合、いきいき教室も休みになります。）

3. 午前 7 時に暴風警報が発令されていなかったり、また、すでに解除された後の場合でも、風雨が強かったり、浸水があつたりして児童の安全を守ることができないときは、無理をせず一旦自宅待機させ、安全を確認してから登校させてください。

4. 児童の登校後に暴風警報もしくは、特別警報が発令された場合は、安全確保の上、「集団下校」をさせ、「臨時休業」の措置をとる場合があります。

（保護者メール送信によるメールでもお知らせします。まだの方はぜひご登録ください。）

- ・ 集団下校や学校待機など、児童の安全を第一に考え対応いたします。
- ・ 集団下校の際は、各地区担当の教職員が付き添います。